

※戸籍名。通称名不可 候補者名は候補者届と一致させる

選挙運動用自動車運送契約書

御杖村〇〇選挙候補者〇〇（以下「甲」という。）と〇〇会社（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運送について、次のとおり契約する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車として使用する。
- 2 使用車種及び登録番号 ※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載
- 3 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで（日間）
ただし、当該選挙が無投票となった場合は、契約期間を短縮することができる。
- 4 契約金額 金 円（消費税及び地方消費税を含む。）
[内訳：1日につき 円（税込） × 日間]
ただし、3のただし書に該当するときは、1日の単価に返却までの日数を乗じて得た額とする。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により御杖村に帰属することにならない限りにおいて、乙は、御杖村議会議員及び御杖村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき御杖村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が御杖村に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により御杖村に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

※契約日は告示前でも可

甲 御杖村〇〇選挙候補者

住 所

氏 名

※戸籍名。通称名不可 候補者名は候補者届と一致させる

乙 住 所

名 称

代表者

※戸籍名。通称名不可 候補者名は候補者届と一致させる

選挙運動用自動車賃貸借契約書

御杖村〇〇選挙候補者〇〇（以下「甲」という。）と〇〇会社（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車として使用する。
- 2 使用車種及び登録番号
- 3 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで（日間）
ただし、当該選挙が無投票となった場合は、契約期間を短縮することができる。

※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載

- 4 契約金額 金 円（消費税及び地方消費税を含む。）
[内訳：1日につき 円（税込） × 日間]
ただし、3のただし書に該当するときは、1日の単価に返却までの日数を乗じて得た額とする。

- 5 使用上の義務等
甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。

- 6 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により御杖村に帰属することにならない限りにおいて、乙は、御杖村議会議員及び御杖村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき御杖村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が御杖村に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により御杖村に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

- 7 その他
この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

※契約日は告示前でも可

甲 御杖村〇〇選挙候補者
住 所
氏 名

※戸籍名。通称名不可 候補者名は候補者届と一致させる

乙 住 所
名 称
代表者

※戸籍名。通称名不可 候補者名は候補者届と一致させる

選挙運動用自動車燃料供給契約書

御杖村〇〇選挙候補者〇〇（以下「甲」という。）と〇〇石油（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約する。

1 供給する期間 年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）

2 供給場所
所在地 〇〇村△△□□番地
名称 〇〇石油

※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載

3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号

※契約時点での供給見込量の記載でも可

4 契約金額 金 円（税込）

[内訳 単価1リットル当たり 円× リットル]

ただし、燃料供給の料金は、燃料供給当日の店頭価格（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）に燃料供給量を乗じて得た料金とし、供給する期間の累計と上記の契約金額が異なる場合には、その累計額をもって契約金額とする。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により御杖村に帰属することにならない限りにおいて、乙は、御杖村議会議員及び御杖村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき御杖村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が御杖村に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により御杖村に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

※契約日は告示前でも可

甲 御杖村〇〇選挙候補者

住 所

氏 名

※戸籍名。通称名不可 候補者名は候補者届と一致させる

乙 住 所

名 称

代表者

※戸籍名。通称名不可 候補者名は候補者届と一致させる

選挙運動用自動車運転手雇用契約書

御杖村〇〇選挙候補者〇〇（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転について、次のとおり契約する。

- 1 業務内容 公職選挙法に定める選挙運動用自動車の運転
- 2 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで（日間）
ただし、当該選挙が無投票となった場合は、契約期間を短縮することができる。

※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載

- 3 運転する車の車種及び登録番号

- 4 契約金額 金 円（消費税及び地方消費税を含む。）
[内訳：1日につき 円（税込）× 日間]
ただし、2のただし書に該当するときは、1日の単価に運転した日数を乗じて得た額とする。

- 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により御杖村に帰属することにならない限りにおいて、乙は、御杖村議会議員及び御杖村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき御杖村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が御杖村に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により御杖村に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

- 6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

※契約日は告示前でも可

甲 御杖村〇〇選挙候補者

住 所

氏 名

※戸籍名。通称名不可 候補者名は候補者届と一致させる

乙 住 所

名 称

代表者

※戸籍名。通称名不可 候補者名は候補者届と一致させる

選挙運動用ビラ作成契約書

御杖村〇〇選挙候補者〇〇（以下「甲」という。）と〇〇会社〇〇印刷（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約する。

- 品名 公職選挙法第142条第1項第7号に定めるビラ
- 規格 長さ29.7cm × 幅21cm (A4判)
- 作成枚数 枚
- 契約金額 金 円 (消費税及び地方消費税を含む。)
[内訳：単価 円 銭 (税込) × 枚]
- 納入期限 年 月 日

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により御杖村に帰属することにならない限りにおいて、乙は、御杖村議会議員及び御杖村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき御杖村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が御杖村に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により御杖村に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

※契約日は告示前でも可

甲 御杖村〇〇選挙候補者

住 所

氏 名

※戸籍名。通称名不可 候補者名は候補者届と一致させる

乙 住 所

名 称

代表者

※戸籍名。通称名不可 候補者名は候補者届と一致させる

選挙運動用ポスター作成契約書

御杖村〇〇選挙候補者〇〇（以下「甲」という。）と〇〇会社〇〇印刷（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約する。

- 品名 公職選挙法第143条第1項第5号に定めるポスター
- 規格 長さ42cm × 幅30cm
- 作成枚数 枚
- 契約金額 金 円（消費税及び地方消費税を含む。）
[内訳：単価 円 銭（税込） × 枚]
- 納入期限 年 月 日

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により御杖村に帰属することにならない限りにおいて、乙は、御杖村議会議員及び御杖村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき御杖村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が御杖村に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により御杖村に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

※契約日は告示前でも可

甲 御杖村〇〇選挙候補者

住 所

氏 名

※戸籍名。通称名不可 候補者名は候補者届と一致させる

乙 住 所

名 称

代表者